

特定非営利活動法人 和光・風の里

運営規則

第1条 運営委員会

1. 事業を円滑に遂行するために、理事会の下に運営委員会を置く。
2. 運営委員は、理事、監事のほか会員の中から代表理事が委嘱する。
3. 運営委員会の委員長は代表理事が務める、
4. 運営委員会は、定期的に会議を開催する。
5. 会議の内容は必要に応じて、理事会及び会員に報告する。
6. その他、運営委員会の運営に必要な事項は、運営委員会の会議において定める。

第2条 スタッフ

会員は、定款第5条に定める次の事業の中、自らの関心ある事業にスタッフ、ボランティアとしてかかわることができる。

1. 特定非営利活動に係る事業
 - ① 環境保全型農業の推進事業
和光市域における環境保全型コメ作りや野菜づくり農作業
 - ② 環境・地域文化に関する学習会の開催事業
学習会を企画し実施する作業
 - ③ 地域の居場所事業
地域のつながりづくり及び情報発信のための居場所をつくり運営する作業。
 - ④ 地域文化の創出事業
 - ⑤ 公益的情報発信事業
2. その他の事業
 - ① 図書出版・発信事業

平成26年12月6日 施行